

○浅麓環境施設組合の議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例

昭和39年3月19日

条例第6号

改正 昭和43年2月20日条例第3号
昭和43年8月9日条例第3号
昭和45年8月12日条例第1号
昭和48年3月2日条例第1号
昭和48年8月10日条例第6号
昭和50年2月24日条例第1号
昭和53年3月4日条例第1号
昭和56年2月27日条例第1号
昭和57年10月1日条例第1号
昭和59年3月2日条例第1号
昭和63年2月29日条例第3号
平成3年3月12日条例第1号
平成6年3月29日条例第1号
平成22年3月10日条例第2号

(議員報酬)

第1条 議会の議長、副議長及び議員の議員報酬は、次のとおりとする。

議長 年額29,000円

副議長 年額27,000円

議員 年額26,000円

第2条 議長及び副議長にはその選任された日から、議員にはその職についた日からそれぞれ議員報酬を支給する。

第3条 議長、副議長及び議員が任期満了、辞職によりその職を離れたときは、その日までの議員報酬を支給する。

2 第2条及び前項の規定により議員報酬を支給する場合であって、その年度の初日から支給するとき以外のとき、又はその年度の末日まで支給するとき以外のときは、その議員報酬の額は、その年度の現日数を基礎として日割りによって計算する。ただし、算出した議員報酬の額に1円未満の端数が生じた場合は、当該端数を四捨五入するものとする。

(費用弁償)

第4条 議長、副議長及び議員が招集に応じ出席するため旅行したとき、又は公務のため旅行したときはその旅行について費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費については、小諸市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和32年小諸市条例第21号）の規定に基づいて支給する旅費の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。
- 2 改正前の条例の規定により、昭和48年4月1日からこの条例の施行の日までの間に支払われた旅費については、改正後の条例の規定による旅費の内払いとみなす。

附 則

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年2月29日条例第3号）

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成3年3月12日条例第1号）

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成6年3月29日条例第1号）

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月10日条例第2号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。